

○杵築市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

(平成 19 年 3 月 30 日杵築市告示第 14 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 47 号

平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号

平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号

平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号

平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号

(目的)

第 1 条 杵築市障害者自動車運転免許取得助成事業(以下「事業」という。)は、障害者に対して、自動車運転免許(以下「免許」という。)の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会参加活動への参加を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等の者とする。
- (2) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、杵築市内に住所を有し、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 2 条第 1 号で定めた障害者で障害による手帳を有する者
- (2) 免許の取得により就労が見込まれる等社会参加に効果があると認められる者
- (3) 前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、申請を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- (4) 過去にこの事業による助成を受けていない者

(免許の種類)

第 4 条 この事業の助成対象となる免許の種類は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 3 項に規定する第一種普通自動車免許に限るものとする。

(助成額)

第5条 この事業による助成額は、前条に規定する免許取得に直接要した費用(自動車運転教習所等に納付した額に限る。)の3分の2以内とする。ただし、10万円を限度とし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(事業の実施方法)

第6条 この事業による助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福祉推進課長に杵築市障害者自動車運転免許取得助成申請書(様式第1号)及び見積書を提出するものとする。

2 福祉推進課長は、申請の内容を調査・確認の上、助成の可否を決定するものとする。
この場合において、助成を適当とする者に対しては、杵築市障害者自動車運転免許取得助成決定通知書(様式第2号)により決定通知を行うものとする。

3 助成決定通知を受けた者は、免許取得後速やかに福祉推進課長に対し、杵築市障害者自動車運転免許取得助成金交付請求書(様式第3号)により助成金の請求を行うものとする。

(助成金の返還)

第7条 福祉推進課長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの外、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第47号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日告示第20号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第19号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日杵築市告示第14号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日杵築市告示第53号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

障害者自動車運転免許取得助成申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

障害者自動車運転免許取得助成決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

障害者自動車運転免許取得助成金交付請求書

[別紙参照]

様式第 1 号(第 6 条関係)

杵築市障害者自動車運転免許取得助成申請書

年 月 日

杵築市福祉推進課長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
個人番号
障害者との続柄
電 話

杵築市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱第 6 条の規定により、その費用について助成を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請につき、資格の確認を行うときは、私又は私の世帯員の所得・税額調査を行うことに同意します。

申請者 (障害者)	フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日
	氏 名	(個人番号)			
	住 所				
	障 害 状 況	番 号	等 級 ・ 程 度		
	身体障害者手帳	第 号	種 級		
	療育手帳	第 号			
	精神障害者保健福祉手帳	第 号	級		
	障 害 名				
	疾 患 名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)			
取 自 得 車 計 免 画 許	自 動 車 教 習 所 名 称		所 在 地		
	総 費 用	円	入 校 ・ 終 了 予 定 年 月	年 月 ～ 年 月	
自 動 車 運 転 免 許 を 必 要 と す る 理 由 等					

(添付書類)

- ・ 身体障害者手帳の写し
- ・ 自動車教習所の見積書

様式第 2 号(第 6 条関係)

杵築市障害者自動車運転免許取得助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

杵築市福祉推進課長

㊟

年 月 日付けで申請のあった杵築市障害者自動車運転免許取得助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成金限度額 金 _____ 円
- 2 この助成金の交付対象は、自動車運転免許取得に要する経費であり、その内容は、年 月 日付け申請書の記載のとおりであること。
- 3 助成条件
 - (1) 助成対象経費は、自動車運転教習所等の入学金、技能及び学科教習料並びに教材費をいい、受験申請料等は含まないものとする。
 - (2) 自動車操作訓練の中止等の理由により、この助成金を必要としなかったときは、直ちに申し出ること。
 - (3) この決定通知を受けたときは、速やかに自動車教習所等に入校のうえ訓練を行い、免許取得後直ちに助成金の請求をすること。
 - (4) 当該年度内に助成金請求のない場合は、この決定は効力を失うこと。
 - (5) 偽りその他不正な手段により助成を受けた場合は、助成金を返還すること。

様式第 3 号(第 6 条関係)

杵築市障害者自動車運転免許取得助成金交付請求書

年 月 日

杵築市福祉推進課長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった杵築市障害者自動車運転免許取得助成金 円を交付されるよう請求します。

口座振替 依頼欄	銀 行 金 庫 農 協 組 合 郵便局	本店 支店 本所 支所	種 目	口 座 番 号					
			1 普通						
			2 当座						
	フ リ ガ ナ								
	口 座 名 義 人								

(添付書類)

- ・ 自動車運転免許証の写し
- ・ 自動車教習所等に納入した費用等の領収書等